

江戸時代の消防事情⑧

元東京消防庁

消防博物館館長 白井和雄

○八百屋お七

今年「八百屋お七」が、鈴ヶ森刑場の露と消えて330年が過ぎ去った年に当たる。そこで八百屋お七に関わることについて紹介する。

お七のことが広く世間に知られるようになったのは、放火の罪によって、16歳という若さでその生涯を閉じたことを悼み、「好色一代男」などの作品がある井原西鶴によって、お七が死んで3年後の貞享3年(1686)に創作された、悲恋物語『八百屋お七物語』が、出版されたことによる影響が大きかったようである。

その後「歌舞伎」「浄瑠璃」「落語」などの素材ともなり、またお七の死を哀れんだ人達が建てた「墓」や「史跡」が都内のあちこちにある。

そこでこれらのことを含め、「お七の生涯」や、「お七の火災」「江戸時代の放火罪」、「お七の芝居」について見てみると、次のようである。

1 八百屋お七の生涯

「お七」の名の由来は、寛文8年(1668)江戸駒込の八百屋太郎兵衛夫婦が、谷中感応寺の「七面大明神」に祈願して生まれた娘なので、「お七」と名付けたといわれている。

その後お七一家は類焼火災で、一時菩提寺である円乗寺に避難していた。この時お七は、この寺の小姓(吉三)と相思相愛の仲になってしまった。

火災後しばらくしてお七の家は再建され、二人は離れ離れとなり、お七は日々悶々と過ごすうちに、「火事になればまた吉三さんに会える。」と思

い込むようになり、自分の家に火を付けたといわれている。

その結果「放火の罪」によって、天和3年(1683)3月29日、16歳の若さで鈴ヶ森の刑場で「火焙りの刑」に処せられた。

2 お七に関わる火事を推理

八百屋お七の家が焼け出された火災や、お七が自分の家に火を放ったとされる、火災の発生日を特定するのには諸説あって難しい。

なぜならば、それぞれの火災が発生した時点では、まだ「お七」の存在は世に知られておらず、また今日のように、火災に関する正確な記録が残っていないからである。

世間の人達がお七の存在を知ったのは、天和3年(1683)3月29日、放火の罪で火焙りの刑に処せられた後のことである。

筆者なりに、お七の家が焼け出された火災を推理してみると、①お七の家が本郷駒込にあって類焼していること。②焼失した家を再建するのに、一定の期間を有したこと。③再建された自分の家に火を放ち、天和3年(1683)3月29日に、火付けの刑に処せられたこと。

これらのことを、時間的経過の中で推理してみると、天和元年(1681)11月28日に丸山本妙寺から出火して、本郷駒込まで燃え広がった火災が、お七の家が焼け出された火災ではないかと思われる。

また恋人に会いたくて、自分の家に火を付けた

といわれる火災は、『歴代炎上鑑』によると、「天和二年（1682）十二月二十八日、駒込の大円寺から出火し、本郷、池之端、浅草橋御門、筋違橋御門、材木蔵、日本橋、下谷、本所を焼亡。焼土十三里、焼死者三千五百人」を、「世俗於七火事と言ふは之なり」と記されているので、放火火災は、この火災ではないかと思われる。

この火災を『武江年表』は、次のように記している。

「天和二年（1682）十二月廿八日、未刻（午後2時）下刻、駒込大圓寺より出火、本郷、上野、下谷池之端、筋違御門、神田邊、日本橋まで、浅草御藏、同御門、馬喰町邊、矢の御倉、兩國橋焼落、本所、深川に至る。夜に入りて鎮火す。」

本火災を「世俗於七火事と言ふは之なり。」と言ったのは、お七の悲恋話を世に広めるためには、火災を大きく扱った方が、より興味を引くと考えてのことではないかと思われる。

またこの火災の3か月後にお七は、放火の罪で火焙の刑に処せられたことから、時間的経過の中でこの火災が、お七が放火した火災と見ることのできるのでは、

3 お七の由緒

お七の由緒については、お七家の菩提寺である円乗寺の住職・純直記之が、弘化2年（1845）に書き残した小冊子『八百屋お七略伝』によると、次のようである。

「……抑々^{よくよく}お七が由緒を尋ぬるに、天和元年（1681）二月の頃本郷丸山より出火して駒込邊焼失せり。追分町八百屋が宿も類焼しければ、圓乗寺門前に引移りぬ。

其頃山田某の甥に美少年あり。故ありて當寺に住し小姓の如く仕へけるが、お七其門前に住居の間、いつしか此人を思い染めて、互に人知れず契りけるを、其後焼失の町々普譜も出来ければ、彼の八百屋某も舊地に歸りぬ。

然るにお七は、心ならず追分町に歸ると雖も、^{あさゆう}朝暮男をのみ戀したひて、色々に出つはかり思い

こがれければ、此邊に徘徊する吉三郎と云ふ悪者、はや其氣色をさとり、よりより悪計をすすめ再び家を焼き、彼方に行くべしとそゝのかしければ、おさなき心に思慮及ばず、計らざる大罪を犯して、お七は敢なく罰せられぬ。是は天和3年（1683）二月二十九日、生年十六なり。

吉三郎は吉祥寺邊の賤しき人の子なりけるが、放逸無慙の溢れ者にて、先に親にも勘當せられ定れる家もなく、常に此邊を横行しけるが、お七をすゝめて火を付けさせ、其虚に乗じて盜賊せんと構へけるなり。

されば天罰逃れ難く、其場に於て捕へられ、お七と同刑に處せられけるとぞ。かくて小姓左兵衛かゝる事ども見るに就けても、晝夜悲嘆の涙にむせび、自害せんと思ひ詰めしが、住持の意見にもだし難く、且人間もいかゞなれば、様々に思惟しつゝ一向に死なんよりは、お七が後世を弔はんと、出家遁世して名を西運と改め、朝夕念佛三昧して浅草観音、目黒不動尊等靈場に日参しつゝ、行住坐臥寢食の間も更に稱名怠る事なし。行年十六歳とぞ……」

4 江戸時代の放火の罪

江戸時代の放火罪は、今日の刑法に相当する「御定書百箇條」によると、次のようである。

第七十條

火附御仕置之事

- | | |
|----------------|----|
| 1 火を附候者 | 火罪 |
| 但、焼立申さず候はば引廻之上 | 死罪 |
| 1 人に被頼火を附候者 | 死罪 |
| 但、頼候者 | 火罪 |

なお、火罪とは火焙りの刑、死罪とは斬首の刑。

5 お七に対する町奉行の温情

上記のように放火は重罪で、裸馬に乗せられて打ち縄付きで江戸中を引き廻しのうえ、火焙となった。勿論お七も同じように引き廻されたが、奉行所のお白州でお七が裁かれた時、次のようなエピソードが残っている。

当時の刑罰では15歳以下は、放火の罪を犯して

も、「死罪」ではなく「遠島」であった。

お七が放火したとされる火災は、「ボヤ」だったことから、裁きに当たった奉行は、お七の罪を少しでも軽くしてやろうと、お七の年齢を聞いた際、「その方はたしか15歳であったのう。」と何回となく問い質した。

しかし奉行の温情を理解出来なかったお七は、「私は16歳ですと言ひ張った。」ことから法を曲げることが出来ず、止むを得ず火焙の刑に処せられたと伝えられている。

5 お七の火事を素材とした歌舞伎など

演劇でお七を題材とした最初の作品は、人形浄瑠璃で宝永元年（1704）12月、大坂豊竹座で上演された「八百屋お七歌祭文^{うたさいもん}」である。

その後同じく人形浄瑠璃としては、延享3年（1746）浅田一島・為水太郎兵衛合作の「潤色江戸紫^{ゆかりのいろ}」、安永2年（1773）菅専助作「伊達娘恋緋鹿子^{たてむすみこいのひかのこ}」



などがある。

お七が歌舞伎狂言に初めて登場したのは、宝永3年（1706）大坂の嵐三右衛門座で公演された、吾妻三八作の「お七歌祭文」である。

その後数多くの作品が演じられたが、特に黙阿弥作の「松竹梅湯島掛額^{しょうちくばいゆしまのかげがく}」は、安政3年（1856）市川左団次（初代）が、市村座においてお七を「人形振り」で見せて大評判とた。

この項に揚げた月岡芳年が描いた「松

月岡芳年画「松竹梅湯島掛額」竹梅湯島掛額」は、

同名の歌舞伎の一場面を描いたものであるが、江戸時代の消防制度上誤ったことが描かれている。

それは絵の下の部分に、町火消が活躍している姿が描かれているが、お七が存在していた時代には、また町火消は誕生していたかった（町火消が創設されたのは享保3年（1718）である。）

しかし芳年が活躍していた時代には、町火消が存在していたので、ついうっかりと画いてしまったと思われる。

6 あちこちに建つお七の史跡

都内のあちこちに、お七の史跡が建っている。

(1) 八百屋お七の墓

八百屋お七の菩提寺である円乗寺（文京区白山1丁目346）には、八百屋お七の墓石が3つ建っている。

中央の墓石は住職が、右側は初代岩井半四郎が、お七を演じ好評を博したことを記念して、左側のものは円乗寺の近くに住んでいる人達が、お七の「270回忌」の供養に建てたものである。

(2) 地蔵菩薩立像（俗称お七立像）

密厳院（大田区大森北3ノ5ノ4）には、お七が住んでいた小石川の念仏講の人達が、お七の三回忌の供養に建てたもので、大田区の文化財に指定されている。